2023 年 12 月 20 日 一般社団法人 日本集中治療医学会

厚生労働省医療安全対策検討会議集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会の報告書「集中治療室(ICU)における安全管理について」によれば、集中治療室等の重症患者を管理する部門(ユニット)は、以下の理由により、医療事故が発生しやすい場所と考えられるとしている[1]。

- (1)重症患者であるため、行われる医療行為が複雑で密度も高い。
- (2)重症患者においては、医療事故が発生した際に、生命予後に影響が及ぶ可能性が高い。
- (3)重症患者は、容態が急変しやすいため、医療従事者には迅速で的確な対応能力が必要とされる。
- (4)重症患者は、それ以外の患者に比べ、生命維持装置等を装着し、多種類の薬剤や輸液等を必要とすることが多い。

日本集中治療医学会では、集中治療室における医療事故を防止し、医療の質の向上と安全性を確保することを目的として、「集中治療室における安全管理指針」を策定した。本指針において、医療安全確保の体制に関し、医療安全推進の役割を担う医療安全推進者(リスクマネジャー等)を集中治療室に配置し、病院の医療安全管理者と連携して、集中治療室の医療安全向上に努めることを述べている[2]。すなわち、医療安全部門もしくは集中治療室どちらか片方の体制充実のみで医療安全の向上を確立することは困難であり、医療機関全体の医療安全体制と、部署である集中治療室の医療安全体制が、それぞれ機能しながらも有機的に連携することを求めるものである。集中治療室の立場で考えるならば、連携する医療機関全体の組織的な医療安全体制の充実は必要条件であり、高いリスクを管理しながら、多職種が連携して医療を提供する集中治療室の特性を踏まえて、連携する医療安全部門においても看護師や薬剤師等の多職種が配置されることが望まれる。集中治療に関する管理料等を算定している医療機関において、医療安全対策加算の届出等がなされていない場合、集中治療室の医療安全体制が十分に確保されないことが懸念される。今後のさらなる集中治療室の安全管理体制向上のために、集中治療室を配置している医療機関全体の組織的な医療安全対策の充実が、医療安全の向上に資すると考えるものである。

文献

- 1. 厚生労働省 医療安全対策検討会議 集中治療室 (ICU) における安全管理指針検討作業部会. 集中治療 室 (ICU) に お け る 安 全 管 理 に つ い て (報 告 書) . -Available from: https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/s0401-1.html
- 2. 日本集中治療医学会薬事・規格・安全対策委員会. 日本集中治療医学会 集中治療室における安全管 理指針. 日集中医誌 2021:28;29-59.